

第2章 一次計画の実績と評価、課題

1 一次計画における取組の総括

一次計画において、消費者教育の推進のため、幼児期に対する消費者啓発講座、小学生期に対する消費者啓発講座や消費者啓発物資等作成・配布、中学生期に対する消費者教室、高校生期に対する消費者教育のデモ授業、成人期（高齢者を含む）に対する消費者啓発講座や消費者教育の担い手育成、消費者生活サポーターの育成等、取り組むべき事項を挙げました。特に、消費生活に関する知識が少ない小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校（以下、「小・中・高等学校等」という。）の若年者に対する消費者教育や県センターへの消費者トラブルの相談割合が高い高齢者を中心に消費者教育に関する取組を進めてきたところです。

本章では、一次計画における主な取組内容とその評価と課題の整理を行うとともに、一次計画期間中における県と関係機関における取組事項を取りまとめます。

2 一次計画に基づく分野別の取組状況と評価、課題

一次計画で示した分野別の取組状況について、主な取組内容を記すとともに、その評価と課題として見えてきたものを明確にします。また、個々の取組事項に対して、十分に取組んだものは「○」、一部の取組にとどまったものは「△」、全く取り組めなかったものは「×」で評価を行います。

（1）ライフステージや場の特性に応じた取組の推進

①学校等

幼稚園、保育所、認定こども園

<主な取組内容>

県では、県センターが主催する「消費者啓発講座」のほか、読み聞かせや紙芝居、朗読など、既にそれぞれの地域で地域貢献活動を行っている団体等に対し、消費者教育に関する活動の導入を働きかける「消費者教育の担い手育成事業」を実施しました。

また、企業、大学及び各種団体等関係者と連携し、教育委員会が実施する「共育支援メニューフェア事業」を通じ、幼児教育関係者に対し、幼児期・家庭における消費者教育を支援するプログラムの情報提供の場を設けました。

<評価と課題>

消費者啓発講座については、保護者向けの講座は実施しているものの、幼稚園、保育所、認定こども園（以下「幼稚園等」という。）の幼児を対象とした講座の要請がない状況です。

また、幼稚園等における消費者教育の担い手となる団体に対する育成事業を実施していますが、講座を受講した団体の数が少なく、共育支援メニューフェア事業でも、消費者教育に関する支援のプログラムを紹介しているものの、幼児教育関係者の参加が少ない状況です。

このため、消費者啓発講座（保護者向けを含む）や共育支援メニューフェア事業の周知、消費者教育の担い手となる団体を市町村等と連携して掘り起こす必要があります。

		評価
取組事項	①「消費者啓発講座」によるお金や物を大切に扱うことについての意識を身に付けるための情報提供	△
	②「消費者教育の担い手育成事業」による幼児期を対象とした消費者教育活動の実践支援	△
	③「共育支援メニューフェア事業」による幼児教育関係者との連携を深め、幼児期・家庭における消費者教育の充実	△

- ①保護者を対象とした講座は開催したが、幼児を対象とした講座を開催していない
- ②幼児教育を実施する団体に対する講座の開催回数が少ない
- ③幼児教育関係者の参加者が少ない

小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校

<主な取組内容>

「消費者教育担い手育成事業」の学校向け「消費者教育」支援事業として、県センター消費生活相談員や金融広報アドバイザー等専門の外部講師がデモ授業を実施し、各振興局においてデモ授業で利用した教材の貸出を行いました。

また、消費者啓発講座等の機会を捉えて、トラブル事例の紹介や県センターの周知のため、消費者啓発物品の配布等を行いました。

さらに、県独自の消費者教育教材を作成し、小学校5、6年生に対して配布するとともに、県民生活課ホームページにデータを掲載しました。また、中・高校生に対しては、消費者庁が作成した消費者教育教材を配布しました。

加えて、「共育支援メニューフェア事業」を通じ、学校における消費者教育の情報提供の場を設けました。

<評価と課題>

デモ授業については、県教育委員会を通じた案内、校長会等での周知により、年々実施回数が増加しており、学校現場での消費者教育に対する取組が広まっています。

消費生活相談の事例を基に作成した啓発チラシなどは、消費者啓発講座等の機会だけでなく、多くの小・中・高等学校等において有効に活用することが必要です。

また、県独自教材の配布においては、県内各小学校を対象にアンケートを実施した結果、9割近くの小学校が教材を活用し、このうち、約4割の小学校が教材を授業に取り

入れています。授業で活用しなかった小学校のうち、9割近くが「授業時間がとれなかった」と回答しており、教員の負担なく教材を活用してもらうためには、教科書に沿った、より扱いやすい教材の作成が必要です。このためには、学校現場のニーズの把握が重要であり、和歌山県消費者教育連絡協議会（以下「消費者教育連絡協議会」という。）等と連携しながら取組を進める必要があります。

※「和歌山県消費者教育連絡協議会」

平成18年度に設置。構成員は、文化学術課長・県民生活課長・県消費生活センター所長・県教育委員会生涯学習課長・同義務教育課長・同県立学校教育課長・県教育センター学びの丘所長

		評価
取組事項	①「消費者教育の担い手育成事業」における学校の取組支援（デモ授業の開催と教材等の貸与）	○
	②「消費者啓発物品等作成・配布」による子供が巻き込まれやすい代表的なトラブル事例などの情報提供	△
	③「消費者啓発講座」による不動産賃貸借の契約や、クレジットやローンなど、（社会に出て行こうとする）若者が身に付けるべき知識の情報提供	○
	④「共育支援メニューフェア事業」を通じて、学校関係者との連携により、学校における消費者教育の機会の充実	○
	⑤教員自らが実践できる消費者教育に関する県独自教材の作成	○

②啓発講座等でチラシ等を配布したが、県内全学校に啓発物品等を配布していない

大学、専門学校等

<主な取組内容>

大学や専門学校等に対して消費者啓発講座の開催や啓発チラシの配布など、若者が巻き込まれやすい代表的な消費者トラブルに関する情報提供を行いました。

消費者教育の担い手育成事業の一環として、将来教員を目指す大学生に対して、消費者教育の担い手を育成するための講座を開催しました。

また、平成28年度から新たに実施している大学と連携した消費者教育講座については、大学生や専門学校生（以下「大学生等」という。）を対象に含めた消費者市民社会の普及に関する講座を開催しました。

<評価と課題>

大学生等は、一人暮らしを始めたり、成人を迎えたりすることが多く、消費者トラブルに巻き込まれる可能性が高くなるため、大学生等に対する消費者教育は効果的です。ただし、授業の履修方式の違いなどから、小・中・高等学校等と比べて、全学生を対象とした講座の実施が難しくなっています。

また、平成28年度から新たに実施している消費者教育講座では、大学生等を含めた一般の方々を対象としていましたが、大学生等の参加は少数にとどまったため、効果的な周知方法等、大学生等を巻き込む手法を検討する必要があります。

		評価
取組事項	①「消費者啓発講座」による不動産賃貸借の契約や、クレジットやローンなど、(社会に出て行こうとする)若者が身に付けるべき知識の情報提供(再掲)	△
	②「消費者啓発物等作成・配布」による若者が巻き込まれやすい代表的なトラブル事例などの情報提供	○

①大学・専門学校等を対象とした講座の開催回数が少ない

②地域社会

地域

<主な取組内容>

消費者啓発講座の開催や消費者啓発物品等を県や市町村、関係機関等が配布することにより、消費生活に関する情報提供や消費生活センター等の周知啓発を行いました。

特に、高齢者や障害者等(以下「高齢者等」という。)の対策として、消費生活サポーターによる消費生活に関する情報提供や市町村における「見守る」という地域の支え合いの仕組み(見守りネットワーク)等を活用した消費者教育・啓発を進めるため、市町村担当者や民生委員等を対象とした研修会を開催しました。

また、市町村等と連携し、それぞれの地域における消費者教育の担い手となる人材の育成等を行いました。

<評価と課題>

高齢者等に対する消費者教育・啓発については、高齢者等に対して直接実施するだけでなく、福祉部門が実施している見守りネットワークとの連携した取組が効果的です。

消費者教育の担い手となる消費生活サポーターを育成することで、サポーター登録数は年々増加しています。今後は、消費生活サポーターが市町村と連携して、効果的に高齢者等に対する消費者教育・啓発を行うための仕組みづくりが必要です。

また、実践的な見守りネットワークを活用した消費者教育・啓発を行うためには、市町村の消費生活センター等が地域における消費者教育の拠点として機能する必要があるため、県センターには、市町村における専門的な知識及び経験を有する消費生活相談員の育成を支援する機能が求められます。

		評価
取組事項	①「生活教養講座」の実施	○
	②「消費者啓発講座」の実施	○
	③市町村、関係機関等を通じた「消費者啓発物品等作成・配布」による成人及び高齢者が巻き込まれやすい代表的なトラブル事例などの情報提供	○
	④「高齢者・障害者に係る消費者被害防止ネットワーク」による消費者被害防止のための注意喚起情報等の情報提供	○
	⑤全市町村における高齢者や障害者の消費者被害防止のための見守りネットワークの構築支援	△
	⑥「見守り活動の中心となる市町村担当者や民生委員等を対象とした研修会・意見交換会」の実施や、県・市町村の消費生活相談窓口の周知による高齢者等の見守りに関わる関係機関から消費生活相談窓口へ繋ぐ体制の強化	○
	⑦「消費者教育の担い手育成事業」による地域における消費者教育の実践支援	△
	⑧「共育支援メニューフェア事業」による社会教育関係者との連携を深め、地域における消費者教育の充実	○

⑤実質的な見守りのシステムはあるが、ネットワークの構築には至っていない

⑦一部担い手育成ができていない地域がある

家庭

<主な取組内容>

生活教養講座や消費者啓発講座の開催、消費者啓発物品等を県や市町村、関係機関等が配布することにより、日常のリスクを減らすための情報提供等を行いました。

また、市町村等と連携し、子育てを行っている団体に対して消費者教育の担い手の育成のため、子供の安全に関する講座を開催しました。

加えて、家庭での消費者教育を支援するため、夏休みを利用した「夏休み！親子で学ぶ消費者教室」等を開催しました。

<評価と課題>

生活教養講座や消費者啓発講座の開催等を通して、家庭における消費者教育の取組の支援を行っています。今後、より効果的な消費者教育を実施する方法、また、それを支援する方法の検討が必要です。

また、家庭での取組を支援する団体等が消費者教育の担い手となることで、間接的に家庭での消費者教育を進めることが必要です。このため、消費者教育の担い手となる団

体等の掘り起こしと人材の育成が必要です。

		評価
取組事項	①「生活教養講座」による身の回りのリスクの存在を認識し、日常のリスクを減らすための情報提供	○
	②「消費者啓発物品等作成・配布」による身の回りのリスクの存在を認識し、日常のリスクを減らすための情報提供、普及啓発	○
	③安全な商品の選び方やお金や物の大切に扱うことの意識を身に付けるための情報提供や普及啓発	○
	④「消費者啓発講座」による幼児を持つ家庭向けの情報提供	○
	⑤「消費者教育の担い手育成事業」によるお金や物の大切に扱うことの意識を身に付けるための消費者教育の実践支援	△

⑤家庭教育を行う団体を対象とした講座の開催回数が少ない

③職域

<主な取組内容>

事業者からの応募に応じて、事業者の従業員に対する消費者啓発講座を開催しました。

また、事業者が遵守すべき法律について説明した「事業者コンプライアンス資料」の配布や事業者向け研修会を開催し、事業者及びその従業員のコンプライアンスの向上を図りました。

<評価と課題>

事業者の新入社員研修なども対象として、広報誌やホームページ等で消費者啓発講座の募集を行っていますが、事業者からの応募は少ない状況です。

このため、消費者啓発講座の実施等においては、周知方法や時期等を検討するとともに、積極的な働きかけが必要となります。

また、事業者コンプライアンスについても、法律の改正等に応じて研修会の開催等による周知が必要です。

		評価
事項 取組	①「消費者啓発講座」の実施（新入社員研修など）	△
	②「事業者コンプライアンス資料」の配布及び事業者向け研修会の開催	○

①職域を対象とした講座の開催回数が少ない

(2) 関係機関等との連携・協働

①教育行政分野や福祉行政分野など県関係機関との連携

教育行政分野との連携

<主な取組内容>

消費者教育連絡協議会において、それぞれの取組を情報共有するとともに、県独自教材の作成にあたっては、制作段階から教育現場の意見を反映することで、教員が活用しやすい教材の作成を目指しました。

また、教員が消費者教育を実践するため、「食育研修講座」や「事例に学ぶ情報モラル教育研修講座」などの研修を実施しました。

そのほか、地域で活動している団体等を掘り起こすことで、消費者教育の担い手の育成を行いました。

学校向け「消費者教育」支援事業のデモ授業の実施にあたっては、県内小・中・高等学校等に対して、県教育委員会等を通じた授業の案内や校長会での周知を行いました。

<評価と課題>

消費者教育連絡協議会においては、それぞれの取組を情報共有だけでなく、より効果的な取組とするための検討が必要です。県独自教材に関するアンケートの結果は、授業で活用した学校のうち、6割程度の学校の先生が使いやすい、もしくはある程度使いやすいとの回答であったことから、制作段階から学校現場の意見を取り入れることで、教員が活用しやすい教材の作成に繋がったものと考えられます。

また、学習指導要領の改訂等で消費者教育に関する内容が充実されるなど、教員が消費者教育を実践するための研修がますます重要です。

そのほか、市町村と連携をすることで、新たな消費者教育を行う団体等を掘り起こすとともに、消費者教育の担い手として育成することが必要です。

学校向け「消費者教育」支援事業では、教育委員会等からの案内、校長会等による周知の結果、デモ授業の開催回数が増加していることから、教育委員会等との連携が効果的であったと考えられます。

地域住民と消費者教育の担い手をつなぐコーディネーターについては、消費者行政部局の職員がその役割を担っている状況であり、効果的かつ継続的な取組とするために、教育現場や地域社会の現状を熟知した人材の掘り起こしと育成が必要です。

		評価
取組事項	①消費者行政と教育行政のそれぞれの取組の共有と効果的な連携方法の検討	△
	②教員自らが実践できる消費者教育に関する県独自教材の作成（再掲）	○
	③「専門研修事業」や「教員向け消費者教育セミナー」など教員が消費者教育を実践するための研修等の充実	○
	④地域における消費者教育の担い手の発掘	△
	⑤地域住民と消費者教育の担い手をつなぐコーディネーターの発掘と育成	×

①情報共有を行っているが、効果的な連携方法の検討ができていない

④一部担い手の発掘ができていない地域がある

⑤専門のコーディネーターの発掘と育成ができていない

福祉行政分野との連携

<主な取組内容>

県社会福祉協議会や関連部局等高齢者や障害者の支援に関係する関係機関に対して、注意喚起や情報提供を行いました。

また、見守り活動の中心となる市町村担当者や民生委員等の福祉関係者を対象としたネットワーク研修会を開催しました。

<評価と課題>

現在、県における福祉行政分野との連携は、注意喚起や情報提供にとどまっています。高齢者等に対する消費者教育・啓発は、市町村の見守りネットワークを活用して進めることが効果的です。

市町村の消費生活センター等と見守りネットワークの連携を推進するため、見守り活動の中心となる市町村担当者や民生委員等を対象とした研修会の開催や意見交換会をするとともに、県においても福祉行政分野との連携をより一層深める必要があります。

		評価
取組事項	①「高齢者・障害者に係る消費者被害防止ネットワーク」を通じた注意喚起情報などの情報発信の連携と高齢者・障害者に係る消費者被害防止ネットワークの今後の在り方や関係機関における相互連携等の効果的な手法の検討	△
	②全市町村における高齢者や障害者の消費者被害防止のための見守りネットワークの構築支援（再掲）	△
	③「見守り活動の中心となる市町村担当者や民生委員等を対象とした研修会・意見交換会」の実施や、県・市町村の消費生活相談窓口の周知による高齢者等の見守りに関わる関係機関から消費生活相談窓口へ繋ぐ体制の強化（再掲）	○

①注意喚起などの情報発信はしているが、効果的な手法の検討がされていない

②実質的な見守りのシステムはあるが、ネットワークの構築には至っていない

その他、消費者教育関係分野との連携

<主な取組内容>

食育分野において関係部局との情報交換を行うほか、金融経済分野においては県金融広報委員会と連携して様々な取組を行いました。

<評価と課題>

環境教育、食育、国際理解等に関しては、消費者市民社会の形成に参画するために重要であり、理解及び関心を深める消費者教育に密接に関連するものであることから、こ

これらの関係分野と連携した取組が求められます。

②消費者団体、専門士業団体、事業者等との連携

<主な取組内容>

生活教養講座は、様々な分野をテーマにしており、消費者団体、事業者などと幅広い講師の招へいについて連携しました。

また、「共育支援メニューフェア事業」を通じ、学校・地域における消費者教育の講師派遣等について情報提供の場を設けました。

加えて、平成27年度に県内消費者団体が事務局となり消費者庁と共催した地方消費者グループ・フォーラム in 和歌山において、県が後援や実行委員として参加、消費者教育に関する取組報告などを行いました。

そのほか、平成28年度は、新たに大学との連携による大学生や一般の方を対象とした消費者教育講座を実施しました。

<評価と課題>

生活教養講座では、様々な分野の知識や経験を持った講師に依頼することで、幅広いテーマを取り上げることができました。

また、共育支援メニューフェア事業においては、金融・経済や食育をはじめ、自然・環境、国際理解などの幅広い分野から学校・地域などを支援するプログラムの紹介がありました。

消費者教育は、幅広い分野に関連していることから、これまで以上に消費者教育を体系的、効果的に推進していくためには、連携のすそ野を広げていくことが必要です。

	評価	
取組事項	①「生活教養講座」の講師派遣に関する連携	○
	②「共育支援メニューフェア事業」を通じて、学校・地域における消費者教育分野の講師派遣等に関する連携	○
	③各種団体が行う取組との連携	○

③災害等、非常時における消費行動の情報提供と関係機関との連携

<主な取組内容>

生活教養講座において、防災に関するテーマを取り入れた講座の開催や広報誌による情報提供など、災害等非常時に備えた消費行動、非常時における消費者としてふさわしい行動を考えるきっかけとしました。

<評価と課題>

大規模災害発生時には、住宅などの修理・リフォーム、自然災害を口実にした便乗商法など、消費生活に関する相談件数は増加する傾向にあり、また、災害が起こると食料の確保が最優先されることから、食料の備蓄や食品表示に関する知識も必要です。

このため、平常時から防災、教育、福祉などの関係部局と連携して災害発生時を想定した消費行動等を周知するため、生活教養講座の開催や消費者啓発物品等の配布などにより、情報を提供する必要があります。

また、大規模災害発生時における相談業務に関する協定を締結している「和歌山県専門士業団体連絡協議会」や災害救助物資の調達に関する協定を締結している「わかやま市民生活協同組合」など消費者団体や事業者との情報共有を図り、消費者に対して正しい情報を発信する必要があります。

		評価
取組事項	①「生活教養講座」における災害等、非常時における消費者としてふさわしい行動を考えるきっかけの情報提供	○
	②「消費者啓発物品等作成・配布」による災害等、非常時に役立つ物品等の周知	△
	③専門士業団体連絡協議会等、様々な主体と連携し、消費者としてよりふさわしい行動を考えるきっかけとなる情報の発信	×
	④災害発生時における緊急性・必要性の高い生活関連物資に関する情報や、被災者支援情報などの適切な情報提供	—

②情報誌による啓発を行ったが、啓発物品等の作成に至っていない

③専門士業団体連絡協議会等と連携した取組ができていない

④一次計画期間中に相当期間にわたり避難生活を余儀なくされる大きな自然災害等が発生しなかったため、評価外「—」とした

(3) 消費者教育の担い手の育成

<主な取組内容>

「消費者教育担い手育成事業」として、教員の前で専門の講師がデモ授業を行うことで教員の消費者教育に対する知識を深めました。

また、地域で読み聞かせ等を行っている団体等に対して消費者教育の担い手を育成するため、講座を開催しました。

これらの取組で担い手となった団体等を支援するため、各振興局において講座で活用した教材の貸出を行いました。

加えて、市町村担当者や消費生活サポーターを対象にした研修や意見交換会等を実施し、各地域における取組を支援しました。

県や市町村の消費生活センター等の消費生活相談員も消費者教育の担い手であり、消費生活相談員資格の保有者を増やすため、消費生活相談員養成研修を実施しました。

さらに、教員が消費者教育を実践するため、「食育研修講座」や「事例に学ぶ情報モラル教育研修講座」などの研修を実施しました。

<評価と課題>

デモ授業については、県教育委員会を通じた案内、校長会等での周知により、年々実施回数が増加しており、消費者教育が徐々に浸透してきていると考えられます。

また、地域の消費者教育の担い手の育成については、育成した団体等の活躍の場を提供すること、担い手となる団体に地域的な偏りがあることが課題です。

学校の「消費者教育」支援事業によるデモ授業は年々開催回数が増加するとともに、小学校5、6年生向けに作成・配布した教材に対するアンケートでは、約4割の学校が授業に取り入れています。

地域住民と消費者教育の担い手をつなぐコーディネーターについては、地域や学校と、育成した団体等をつなぐ役割を担う人材の掘り起こしと育成が必要です。

また、見守り活動の中心となる市町村担当者や民生委員等を対象とした研修会や意見交換会は、高齢者等に対して効果的な消費者教育・啓発となる見守りネットワークの構築に必要です。このため、実際に見守りを行う人材となりうる消費生活サポーターの育成や活動支援を行っており、サポーターへの登録人数は増加しています。

一方、消費生活相談員養成研修の実施により、消費生活相談員資格の保有者が徐々に増加していますが、近隣府県に比べて少ない状況です。

さらに、学習指導要領の改訂等で消費者教育に関する内容が充実されるなど、教員は消費者教育の担い手ともなり得るため、消費者教育に関する研修を受講して授業に取り入れることが重要です。

		評価
取組事項	①「消費者教育の担い手の育成事業」による地域に潜在する人材の発掘と育成	△
	②地域住民と消費者教育の担い手をつなぐコーディネーターの発掘と育成	×
	③「消費者行政担当者研修」の実施	○
	④「消費生活サポーター」の育成とその活動支援	○
	⑤「消費生活相談員養成事業」の実施	○
	⑥「見守り活動の中心となる市町村担当者や民生委員等を対象とした研修会・意見交換会」の実施	○
	⑦「専門研修事業」や「教員向け消費者教育セミナー」など教員が消費者教育を実践するための研修等の実施	○

①一部担い手の発掘ができていない地域がある

②専門のコーディネーターの発掘と育成ができていない

(4) 市町村の取組支援

<主な取組内容>

地方消費者行政推進交付金等を活用し、啓発物品の作成・配布や出前講座の開催等に対する支援を行いました。

また、消費生活相談員の配置は、一次計画初年度の平成27年度当初の15市町から平成29年11月に県内全30市町村に増加し、全市町村において消費生活相談体制が整備されました。これらの消費生活相談員に対して消費生活相談に関する研修を実施しました。

市町村担当者に対しては、消費者教育や見守りネットワークに関する研修、意見交換会等を実施することで、市町村における取組を支援しました。

加えて、消費者啓発講座や消費者教育の担い手の育成事業において、市町村と連携して講座等を開催しました。

さらに、消費者トラブル事例や注意喚起情報を広報誌やホームページ、意見交換会などの機会を捉えて情報発信しました。

<評価と課題>

地域における消費者教育の推進には、住民に身近な市町村の役割が重要であり、地域の消費者教育の拠点としての役割が期待されます。

このためには、消費生活相談員のスキルアップ、消費者教育の担い手の発掘、消費者関連情報の収集、分析機能の向上、見守りネットワークと連携した高齢者等に対する消費者教育の体制づくり等が求められます。

地方消費者行政推進交付金等を活用して、消費者トラブル事例の情報発信や市町村の消費生活相談窓口等の周知、消費生活相談員の配置など消費者行政に関する基礎的な取組がなされています。今後、これらの取組を拡充する中で、消費者教育を進めることが必要です。

消費者教育の担い手育成事業においては、市町村が担い手となる団体の掘り起こしを行っているものの、一部の地域に限られています。

また、見守りネットワークの構築としては、既存のネットワークに対する消費者トラブル事例等の情報提供や見守り活動の担い手の育成などが必要です。

さらに、様々な消費者問題が次々に現れるため、これまで以上に新たな消費者トラブル事例や注意喚起情報について、情報を共有する必要があります。

		評価
取組事項	①地方消費者行政推進交付金等を活用した市町村が実施する消費者教育の取組に関する財政支援	○
	②消費生活相談員の配置の働きかけと消費者教育の実践支援	△
	③「消費者教育の担い手の育成事業」における市町村の取組との連携	△
	④「消費者啓発講座」の実施における連携	○
	⑤「消費者行政担当者研修」の実施（再掲）	○

	⑥「見守り活動の中心となる市町村担当者や民生委員等を対象とした研修会・意見交換会」における市町村担当者の参加による養成等	○
	⑦「消費生活サポーター」と市町村の連携支援	△
	⑧市町村における高齢者や障害者の消費者被害防止のための見守りネットワークの構築支援（再掲）	△
	⑨消費者トラブル事例や注意喚起情報などの市町村に対する情報発信	○

②消費生活相談員が配置されたが、消費者教育の実践支援が一部の地域に限られる

③市町村の取組が一部の地域に限られる

⑦消費者月間などの一定期間に限られる

⑧実質的な見守りのシステムはあるが、ネットワークの構築には至っていない

3 一次計画期間中の取組実績

一次計画期間中における県及び関係機関等の消費者教育に関する取組の目的、内容及び実績を一覧にすることで、県内の取組を整理します。

○県（行政）、教育委員会（学校教育、社会教育）、県金融広報委員会の取組

部署	取組名		具体的内容
行政 (県)	消費者教育の 担い手育成事 業	目的	消費者教育の担い手を育成し、その活動を支援するもの。県内の各地域で消費生活に関する知識を習得できる機会の拡大を図ることにより、消費者教育・啓発を推進する。
		内容	<p>①地域の消費者教育担い手育成</p> <p>消費生活に関する活動ができる人材を掘り起こし、講師として活躍できるための養成講座を開催。養成講座修了後は、地域、職場、団体等の研修・講座等へ派遣し、消費生活に関する教育、啓発を实践</p> <p>②学校向け消費者教育授業の实践（デモ授業）</p> <p>教員による消費者教育授業の实践を支援するため、「消費生活に関する活動の実績を持つ団体等の講師」を学校へ派遣し、各年代に応じた適切な消費行動に結び付く知識や実践的な能力を習得するためのデモ授業を实践</p>

部署	取組名		具体的内容
行政 (県)		実績	①地域の消費者教育の担い手育成 H27：5回7団体 H28：3回5団体 H29：1回1団体 ②学校向け消費者教育授業の実践（デモ授業） H27：21校50クラス H28：33校88クラス H29：28校58クラス、2月以降5校8クラス実施予定 (1月末時点)
	消費者教育講座	目的	「消費者市民社会」の一員として行動できる「自立した消費者」を育成する。
		内容	和歌山大学等と連携して、消費者市民社会への参画等をテーマとした大学生を含む一般県民を対象とした講座を開催
		実績	H28：2回開催、167名 H29：1回開催、42名、3月に1回開催予定
	生活教養講座	目的	生活に必要な情報を的確に利用できる能力を養い、自立した消費者の育成を図る。
		内容	消費者を対象とした衣・食・住など消費生活の基礎的な知識を学ぶ講座を開催 和歌山会場（県消費生活センター）8回、地方会場4回
		実績	H27：12回、延べ364名 H28：12回、延べ418名 H29：8回、延べ306名、2月に4回実施予定
	消費者啓発講座	目的	消費者問題についての各種情報を提供し、消費者被害の未然・拡大防止と早期発見を図る。
		内容	ホームページや啓発チラシ等で講座の募集を行い、各種団体の研修会、学校の授業などに消費生活相談員を講師として派遣し、消費生活の基礎知識及び最近の消費者被害状況とその対処方法を分かりやすく解説
		実績	H27：77回 H28：86回 H29：72回、2月以降9回実施予定

部署	取組名	具体的内容	
行政 (県)	消費者安心サポート事業 (消費生活サポーター)	目的	地域で見守り活動を行う和歌山県消費生活サポーター(以下「サポーター」という。)を育成し、活動を支援することにより、多様化・複雑化する悪質商法による消費者被害の未然・拡大防止と早期発見を図る。
		内容	①サポーターの育成 サポーター養成講座を開催し、修了者を「サポーター」として登録 ②活動支援 啓発物資の配布、レベルアップ研修や地域での意見交換会を開催
		実績	①サポーターの育成 H27: 講座2回、サポーター189名登録 H28: 講座3回、サポーター219名登録 H29: 講座3回(予定)、サポーター245名登録 ②活動支援 H27: 講座2回、52名受講 H28: 講座2回、66名受講 H29: 講座3回、100名受講(予定)
消費者月間 (5月)関連事業		目的	県民が消費者として正しい生活情報や生活知識を身に付け、買い物や契約など身近な生活における消費者問題について考える契機とする。
		内容	①消費者月間啓発キャンペーン(駅前、スーパーマーケット店頭等における街頭啓発(リーフレット、啓発物資の配布)) ②金融経済講演会の開催(和歌山県金融広報委員会と共催) ③無料法律相談の開催(和歌山弁護士会協力) ④市町村との消費者月間共催事業

部署	取組名		具体的内容
行政 (県)		実績	<p>①街頭啓発（県関連事業）</p> <p>H27：7回（和歌山市3回、海南市1回、新宮市1回、紀の川市1回、那智勝浦町1回）</p> <p>H28：7回（和歌山市3回、有田市1回、御坊市1回、新宮市1回、岩出市1回）</p> <p>H29：4回（和歌山市2回、御坊市1回、岩出市1回）</p> <p>②金融経済講演会</p> <p>H27：1回（和歌山市）、参加者250名</p> <p>H28：1回（和歌山市）、参加者250名</p> <p>H29：1回（和歌山市）、参加者220名</p> <p>③無料法律相談</p> <p>H27：8名</p> <p>H28：8名</p> <p>H29：3名</p> <p>④市町村との消費者月間共催事業</p> <p>・田辺商工フェアで「消費生活を考えるみんなの広場」を開催</p> <p>H27：1回</p> <p>H28：1回</p> <p>H29：1回</p>
	消費者啓発物 資等作成・配 布・貸出	目的	県民の消費者トラブルに関する知識を深め、消費者被害の未然・拡大防止を図る。
		内容	最新の消費者被害の事例や対処方法、消費生活の基礎知識を学ぶための教材の作成・配布、DVD・ビデオの貸出
		実績	<p>・消費者ホットラインの周知</p> <p>・県独自の小学校高学年向け消費者教育教材の作成・配布 小学校5、6年生（児童用：20,000部、教師用：1,000部）</p> <p>・中学・高等学校向け消費者教育教材の配布 中学生（生徒用：32,000部、教師用：1,200部） 高校生（生徒用：34,000部、教師用：900部）</p> <p>・県消費生活センターでのDVD等の貸出 など</p>
夏休み！親子 で学ぶ消費者 教室	目的	幼児期頃から消費生活の基礎知識を身に付けることにより、自立した消費者を目指す。	
	内容	小学生、中学生とその保護者を対象に、消費生活に関するトラブルの講義や実験を通じて学ぶ消費者教室を夏休みに開催	

部署	取組名		具体的内容
		実績	H28：1回（和歌山市）、71名 H29：1回（和歌山市）、84名
教育委員会 （学校教育）	専門研修事業 （教員対象）	目的	児童生徒が生涯にわたって健全な心身と豊かな人間性を育むために、食育や情報モラル教育の実践的な指導力の向上を図る。
		内容	「食育研修講座」、「事例に学ぶ情報モラル教育研修講座」の実施
		実績	・食育研修講座 H27：1回（田辺市）、40名 H28：1回（田辺市）、31名 H29：1回（田辺市）、39名 ・事例に学ぶ情報モラル教育研修講座 H27：1回（田辺市）、30名 H28：1回（田辺市）、30名 H29：1回（田辺市）、29名
教育委員会 （社会教育）	きのくに共育 コミュニティ 形成促進事業 （共育支援メ ニューフェア 事業）	目的	専門的な知識や技能を持った企業、大学、各種団体及び行政機関に、学校や地域を支援していただき、子供たちの新たな学びを見出すとともに、学校・地域と企業等の相互理解を深める。
		内容	・企業、大学、各種団体等が有する学校・地域を支援するプログラム紹介等 ・学校関係者や社会教育関係者等と、企業、大学及び各種団体等関係者が一同に会して意見交換を実施
		実績	H27：1回（田辺市）、38団体、100名参加 H28：1回（和歌山市）、50団体、200名参加 H29：1回（和歌山市）、61団体、220名参加
県金融広報委員会	金融広報アドバイザーの講師派遣	目的	金融に関する広報又は消費者教育活動の第一線指導者が、中立公正な立場から、金融に関する客観的で正確な情報を県民各層に分かりやすく提供し、県民の健全で合理的な家計運営を支援する。
		内容	自治体やグループ、学校、公民館等で開催する金融経済、生活設計、金融・金銭教育などに関する研修会や学習会などに、講師として金融広報アドバイザーを無料で派遣
		実績	H27：28箇所、38回 H28：35箇所、37回 H29：30箇所、30回（予定）

部署	取組名		具体的内容
県金融広報委員会	金融・金銭教育研究校の委嘱	目的	幼児・児童・生徒それぞれの発達段階に応じた教育の実践と、その効果的な方法の研究をとおり、現在及び将来の生活を支える金融・経済に関する正しい知識の習得、金銭や物に対する健全な価値観の養成を図る。
		内容	原則2年間研究校として委嘱。研究校に対して、金融広報アドバイザーの講師派遣、授業で用いる教材・資料等の提供、授業を進めるうえでの実践事例の紹介等の支援を行うほか、研究・実践に必要な費用の一部を助成
		実績	H27：1校（紀の川市） H28：2校（和歌山市、紀の川市） H29：3校（和歌山市、有田川町、美浜町）
	金融学習グループ	目的	暮らしに身近な金融経済知識の習得のための学習活動を行い、グループメンバーが健全で合理的な家計運営を実現することを目指す。
		内容	暮らしに身近な金融経済や生活設計等について、原則1年間（活動実績に応じて3年間まで延長可）最低6回以上自主的な学習を行うグループに金融広報アドバイザーを講師として派遣するほか、各種資料の提供や活動に必要な経費を一部補助するなど活動を支援
		実績	広報誌やイベント、HPで受講を希望するグループの募集を行ったが、活用したグループはなかった。
	教員向け消費者教育セミナー	目的	学校における消費者教育推進の担い手となる教員を育成する。
		内容	消費者教育、金融教育の意義や教育現場での指導に役立つ具体的な実践事例を講義及びワークショップ形式により紹介
		実績	H27：1回（和歌山市）、28名 H28：1回（和歌山市）、23名 H29：1回（和歌山市）、33名
	夏休み！金銭教育バス教室	目的	暮らしや社会の仕組み、お金の働きを学ぶことにより、子供たちの正しい金銭感覚の習得を支援する。
		内容	夏休みを利用して、児童（4～6年生）と保護者20組40名が、日本銀行大阪支店等を見学 車中や昼食時に、金融広報アドバイザーによる講話を実施

部署	取組名		具体的内容
県金融広報委員会	金融経済講演会	実績	H27：1回、40名 H28：1回、40名 H29：1回、40名
		目的	広く一般の方を対象に、暮らしに役立つ金融経済情報を提供するほか、暮らしをより充実したものにするために必要な生活設計、金融・金銭教育の必要性、金融トラブルにあわないノウハウなどを伝える。
		内容	5月の消費者月間にあわせ、外部講師による講演会を開催
	暮らしの達人！知るぽると講座	実績	H27：2回、690名 H28：3回、432名 H29：2回、264名、3月に1回開催予定
		目的	健全で合理的な家計運営や生活設計を支援する。
		内容	金融や経済の知識、暮らしに役立つ情報を中立公正な立場から分かりやすく解説する講座を開催(連続講座)
		実績	H27：4回、延べ120名 H28：4回、延べ120名 H29：4回、延べ80名

○関係機関の取組とその内容

	団体名	取組名		具体的内容
消費者団体	NPO 法人消費者サポートネット和歌山	セミナー開催	目的	消費者の権利の確立及び消費者の自立を支援することにより、消費者の安心・安全な生活、消費者市民社会の形成に寄与する。
			内容	毎年1月と5月に、テーマを決めて一般対象向けにセミナーを開催
			実績	H27：2回、155名 H28：2回、180名 H29：2回、120名
		出前講座	目的	消費者の権利の確立及び消費者の自立を支援することにより、消費者の安心・安全な生活、消費者市民社会の形成に寄与する。

	団体名	取組名		具体的内容	
消費者団体			内容	幅広い年代・領域に対する出前講座を実施 (出前講座の例) [学校] 消費者の権利と責務をはじめとする消費者としての自覚や行動、インターネットやスマートフォンをめぐる身近な消費者トラブルの現状と対策、環境問題等に関する講座 [若者向け] 一人暮らしの生活管理やクレジットの仕組みと利用上の注意点、若者に多い消費者トラブル等に関する講座 [高齢者向け] 寸劇・紙芝居・ロールプレイングなどを取り入れた分かりやすい講座	
			実績	H27: 58回、1,818名 H28: 71回、2,900名 H29: 54回、2,042名、2月以降に3回、145名実施予定(1月末時点)	
			見守り育成事業	目的	高齢社会の中で地域で見守り活動を行う人材を育成する。
				内容	高齢者を地域で見守る人材を育成するための養成講座を実施(5回の連続講座)
	和歌山県生活協同組合連合会	消費者啓発講座・公開学習会	目的	消費者被害のない、だれもが安心して暮らすことのできる和歌山県の地域づくりに向けて、消費者ネットワークわかやまの運営に協力し消費者被害の未然防止に向けた「自立した」消費者育成を図る。	
			内容	身近に起こっている消費者トラブル、消費者教育推進法などの啓発講座・学習会、消費者啓発講座を開催	

	団体名	取組名		具体的内容		
消費者団体			実績	<ul style="list-style-type: none"> ・公開学習会 H27：2会場、334名 H28：2会場、206名 H29：1会場、42名 2月に1会場で開催予定 ・消費者啓発講座 H27：4会場、32名 H28：4会場、73名 H29：4会場、46名 		
			生協連ニュース	目的	発行する広報誌に消費者被害の事例を掲載することで消費者被害の防止を図る。	
				内容	和歌山県生活協同組合連合会発行の「生協連ニュース」に消費者被害防止啓発記事を掲載	
				実績	H27：2回発行、各250部 H28：2回発行、各250部 H29：3回発行、各250部（予定）	
			学習会「災害ボランティアを考えよう！」	目的	災害発生時、防災を考えるとともに、地域協働から、ボランティアについて考える。	
				内容	講演会の開催	
				実績	H27：1回（和歌山市）、17名	
			地域の魅力再発見食育推進事業	目的	郷土料理から地域の文化を知り、日本型食生活から持続可能な社会を目指す。	
				内容	講演会の開催	
				実績	H29：2回	
			わかやま市民生活協同組合	1日エコライフ	目的	自分たちができることから楽しく家庭で省エネについて考える啓発を行う。
					内容	1日エコライフチャレンジシートで夏（7月）、冬（2月）の年2実施
					実績	H27：2回、29, 231名 H28：2回、22, 127名 H29：1回、10, 467名 2月に1回実施予定

	団体名	取組名		具体的内容
消費者団体		消費者啓発講座・学習会	目的	環境を通して社会的役割を發揮する事業として、コープきょうどうの森での体験学習に加え、親子で参加する子育てを支援する。
			内容	コープきょうどうの森見学、間伐や木工体験（はし作り）、ゆずマーマレード作り、こんにゃく作り、陶芸などの体験交流
			実績	H27：108名（日高川町） H28：161名（古座川町） 40名（日高川町） H29：162名（古座川町） 43名（日高川町）
		わがまち調べ活動	目的	私たちの住む街のことを知り、くらしを見直す。
			内容	防災や環境、福祉、消費者行政などをテーマに県内市町村を訪問し、意見交換を実施
			実績	H27：9市10町1村 H28：9市 H29：9市
		食の安全に関する学習会	目的	食の安全の取組について学ぶ。
			内容	わかやま市民生活協同組合の商品政策に基づいた食の安全に関する学習会を開催 組合員の産地見学や工場見学などで学習
			実績	H27：延べ204名 H28：延べ125名 H29：延べ87名、2月にも開催予定
	和歌山県くらしの研究会	生活文化セミナー	目的	自立した消費者を目指す。
			内容	・機関誌「くら研」の発行 ・街頭啓発の協力 ・生活文化セミナーの開催

	団体名	取組名		具体的内容
消費者団体			実績	<ul style="list-style-type: none"> ・機関誌「くら研」の発行 毎年1回発行、300部 ・街頭啓発の協力 H27：3箇所、延べ8名 H28：3箇所、延べ6名 H29：2箇所、延べ6名 ・生活文化セミナーの開催 H29：1回
	和歌山県食生活改善推進協議会	出前講座、啓発	目的	地域の子供から高齢者までの食育の推進及び健康づくりを定着させる。
			内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 幼少時期児とその親を対象とした食育教室 2 単身男性を対象とした料理教室 3 高齢者を対象とした健康づくり教室 4 食育・健康づくりに関する啓発活動
			実績	<ol style="list-style-type: none"> 1 幼少時期児とその親を対象とした食育教室 H27：66回、延べ2,242名 H28：68回、延べ2,054名 H29：31回、延べ930名 2 単身男性を対象とした料理教室 H27：9回、延べ178名 H28：6回、延べ89名 H29：4回、延べ120名 3 高齢者を対象とした健康づくり教室 H27：4回、74名 H28：4回、87名 H29：4回、80名 4 世界禁煙デー（5月31日）啓発 H27：16回 H28：14回 H29：15回
	和歌山県生活学校連絡協議会	環境に配慮した運動	目的	家庭で実践できる環境に配慮した運動の輪を広げる。

	団体名	取組名		具体的内容
消費者団体			内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 R (リデュース・リユース・リサイクル) の普及 ・ マイバッグ運動の推進 ・ 食品ロスの削減
			実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゴミの分別と回収を進める運動の実施 ・ 牛乳パックを使った絵手紙の製作 ・ 地域で採れた野菜を使って、親子でエコクッキングを実施 ・ 家庭で使わなくなった食料品を持ち寄って料理するフードドライブを実施 ・ 食品ロス削減のアンケートをすることで、食品ロスの量の見える化を実施
事業者等	(一社) 和歌山県LPガス協会	人を育むLPガス (子供たちへの火育・食育活動)	目的	炎を扱うプロとして、火育・食育を通して人と食の文化を子供たちに伝える。
			内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者と一緒に子供がマッチやヒキリ棒の使用による火おこしを体験 ・ Siセンサーコンロを使って、現代の火おこしの利便性を学ぶ
			実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火起こし体験 H27：1箇所 (和歌山市)、39人 H28：1箇所 (和歌山市)、19人 ・ 料理教室 H27：1箇所 (和歌山市)、42人 H29：6回 (和歌山市)、延べ40人
	(一財) 和歌山県老人クラブ連合会	研修会・啓発資料配布	目的	高齢者に対し、消費生活に関する情報の提供、消費者教育・啓発活動を推進して、高齢者の消費者被害の未然防止・拡大防止及び早期発見を目指す。
			内容	<p>研修会等において、講演、事例発表、情報交換を実施</p> <p>啓発資料や情報を市町村老人クラブ連合会を通して会員に周知</p>

	団体名	取組名		具体的内容
事業者等			実績	H27：1回、85名 H28：1回、87名 H29：2回、600名
	花王株式会社（花王エコラボミュージアム）	環境活動の情報発信と啓発	目的	地球環境と花王のエコ技術の情報発信
			内容	地球環境と花王のエコ技術の情報発信、環境に配慮したモノづくり“いっしょにeco”を目指す花王が、そのスピリットと先端のエコ技術を体験してもらうため、平成23年に和歌山工場の隣の研究施設内に開設
			実績	直近3か年の来館者数：約39,000名（うち小学生：年間約80校、約4,000名）
	和歌山県漬物組合連合会	梅干しで元気！！キャンペーン	目的	日本古来の代表的な加工食品であり、県特産品である「梅干し」の歴史、生産方法や機能性などを小学校、特別支援学校の児童に学んでもらうことで、梅干しを一層身近なものとして食する習慣を養うとともに、一人ひとりが自分の食について関心を持つ契機とする。
			内容	10月の県食育推進月間に県内の小学校に学習教材「梅と梅干しのお話」を配布 また、県内7小学校に県漬物組合連合会会員が訪問し、梅干しの贈呈式並びに生産方法や歴史等について説明
実績			H27：264校、72,040個 H28：262校、54,246個 H29：255校、53,615個	
法曹関係等・専門士業団体	和歌山弁護士会	出前講座	目的	架空請求、マルチ被害などの消費者被害にあわないための心構えを習得する。
			内容	「消費者被害にあわないようにするためにはどうすればよいのか」を中心にして、法的観点から説明 また、「消費者被害にあったときはどうすればよいのか」についても説明
			実績	和歌山弁護士会のホームページで広報を行ったが、応募がなかった。

	団体名	取組名		具体的内容
法曹関係等・専門士業団体	(一社)和歌山県不動産鑑定士協会	無料相談会	目的	不動産鑑定制度への理解と周知
			内容	4月第1土曜日。毎月第3水曜日に当協会事務局において、不動産の有効利用や不動産の評価等についての無料相談を実施
			実績	H27:23名 H28:28名 H29:28名(1月末時点)
	和歌山県司法書士会	高校生等法教育事業	目的	高校生等が大学進学や就職等社会に出て悪徳商法、ネットワークビジネス、カードローン等トラブルに巻き込まれないように法律の基礎知識の理解を深める。
			内容	卒業間近の高校3年生(和高専は5年生)を対象に、毎年10月から翌年1月にかけての4か月間、1校あたり司法書士を3名派遣し、1時限から2時限の授業で講義 内容は、契約の基礎知識、クレジットカード、ネットショッピング、悪徳商法、多重債務問題、ブラックバイトや労働時間問題等及び、トラブルに巻き込まれたときの対処方法等
			実績	H27:8校、1,140名 H28:9校、1,340名 H29:9校、1,600名